

液化ガスの容器における充填率変更の取扱いについて（事務連絡）

令和8年2月13日

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ

高圧ガス保安室

令和6年12月24日の第65回国家戦略特別区域諮問会議において、特区制度における特例の全国展開に向けて取組を進めていくことが示されたことを受けて、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）関係の特例の取扱いについて検討を行いました。

このうち、構造改革特区制度における液化ガスの容器における充てん率変更事業（特定事業番号：1129-1（1112））については、特例措置を利用しなくとも、高圧ガス保安法における制度のなかで特例措置の内容を達成できるため、改めて高圧ガス保安法における対応方法について周知させていただきます。

＜構造改革特区制度における特例措置の内容＞（※）

液化ガスを充填する容器について、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、充填所において、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）に規定されている液化ガスの充填率を変更することができるようになります。

※構造改革特別区域法に基づき規制の特例措置を定める経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年経済産業省令第39号）第9条

＜高圧ガス保安法における対応方法＞

高圧ガス保安法第48条第5項の特別充填許可の制度では、「経済産業大臣が危険のおそれがないと認め、条件を付して許可した場合においてその条件に従って高圧ガスを充てんするとき」は、同条第1項、第2項及び第4項の規定によらずに充填することができる。同条第4項に基づき容器保安規則に規定されている液化ガスの充填率についても同様に、特別充填許可の制度を活用することで、構造改革特区制度における特例措置と同様に、許可の範囲において液化ガスの充填率を変更することができる。

＜お問い合わせ＞

本件につきましてご不明な点がございましたら、高圧ガス保安室のホームページのお問い合わせフォームよりご連絡いただけますと幸いです。

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/sangyouhoan-kouatsu/koatsu_toiawase